

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	医療施設等の災害復旧		担当部局庁	医政局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	指導課	井上誠一			
会計区分	一般会計		施策名	IV-1-1 地域の医療連携体制を構築する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	医療機関は法律補助(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第46条)		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災において被災した医療機関等を早急に復旧し、被災地における医療提供体制の復興を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災で被災した医療施設等の災害復旧のため、施設整備等について所要の追加財政措置等を行う。 (国庫補助率) 公的医療機関(公立・公的) 2/3 ※通常1/2の補助率を特別立法措置により補助率を嵩上げ 救命救急センターなど(上記以外の施設) 1/2							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	3,618	-	12,618	16,237			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	()年度				
単位当たりコスト	-		算出根拠		-			
事業所管部局による点検								
項目			内容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			本事業の目的である医療機関の早期復旧については、「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」においても示されているものである。 復興への提言…第2章(2)② 復興の基本方針…5(2)①(iii)					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			被災した医療機関等の復旧整備は、地域の医療体制の回復のため重要な重要度の高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			被災した医療機関等の建物の早期復旧を図ることは、医療体制の回復に効果的である。 また、当該補助金は、被災した医療機関の現状復旧のための施設整備事業であり、医療機関の機能分化や医療機能の集約連携など、モデルとなる医療提供体制の構築も視野に入れた支援である地域医療再生基金とは大きく性格が異なるものである。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			医療提供体制の早期回復のためには、被災した医療機関等に対する補助を通じて病院建物等を復旧させることは効果的である。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			被災地の医療提供体制の早期復旧を図るため、国が復旧整備に係る費用の一部を負担することで、事業者の負担を軽減し、整備を促進することとしており役割分担は明確となっている。 なお、地域医療の提供において中核的な役割を担う公的医療機関は補助率を2/3とし、これに準じた役割を担う政策医療を実施する民間医療機関については補助率を1/2としている。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			被災した医療機関等の早期復旧を図るものであることから、他の事業との整合性は精査されており、計画的に実施されるものとなっている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			医療機関等の早期復旧を図るため、被災か所の写真や図面、工事見積もり等を残すことで、補助金の申請前であっても復旧工事を可能としている。 また、事業の実施に当たっては、厚生労働省の査定官と財務省の立会官が現地に赴き、被害額の査定を行うこととしている。					